

消防用水の設置等に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、消防用水の設置及び維持に関し、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(吸管投入口の設置)

第2 消防用水に設ける吸管投入口は、直径60cm以上の円が内接できる大きさとし、80^m以上の水量を有するものは、2箇所以上設置するものとする。この場合において、消防用水及び投入口蓋上部には、「消防用水」及び「吸管投入口」の表示を設けること。

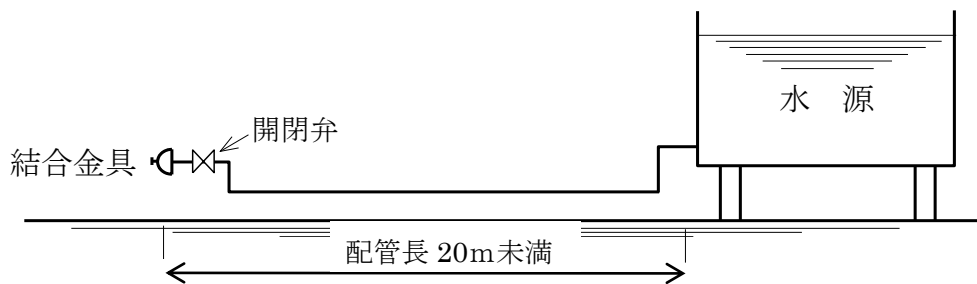
(採水口の設置)

第3 消防用水に設ける採水口のうち、水源から採水口までの水平配管長が20m未満のもの又は採水口までの落差が4.5m未満のものにあつては、次によるものとする。

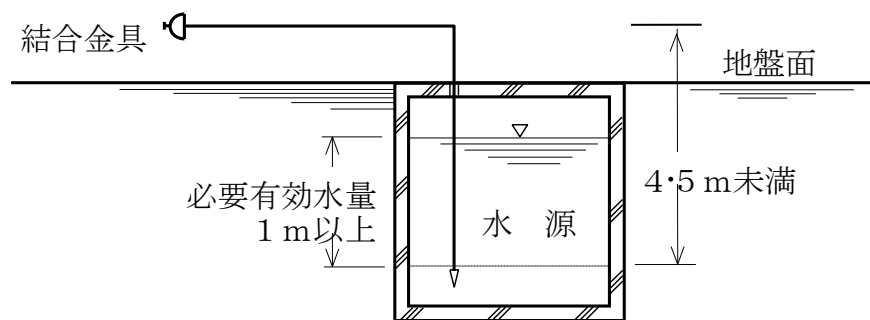
- (1) 採水口は、75Aメネジ式結合金具とすること。
- (2) 採水口に接続する吸水管径は80A以上とし、空気だまりのできないものとする。
- (3) 吸水管には、ろ過装置を取り付けること。
- (4) 採水口は、地盤面からの高さ0.5m以上1.0m以下に設置すること。
- (5) 採水口には、覆冠等を取り付けること。
- (6) 採水口には「消防用水（吸水用）」の表示を設けること。

(7) 水源が地上式のもの又は採水口より下にあるものの配管については、第1図によること。
この場合において、地下式のもので吸水管下端の位置が採水口から落差4.5m以上の場合は、採水口から落差4.5m以内の部分の有効な水源水量とする。

ア 地上式の水源地

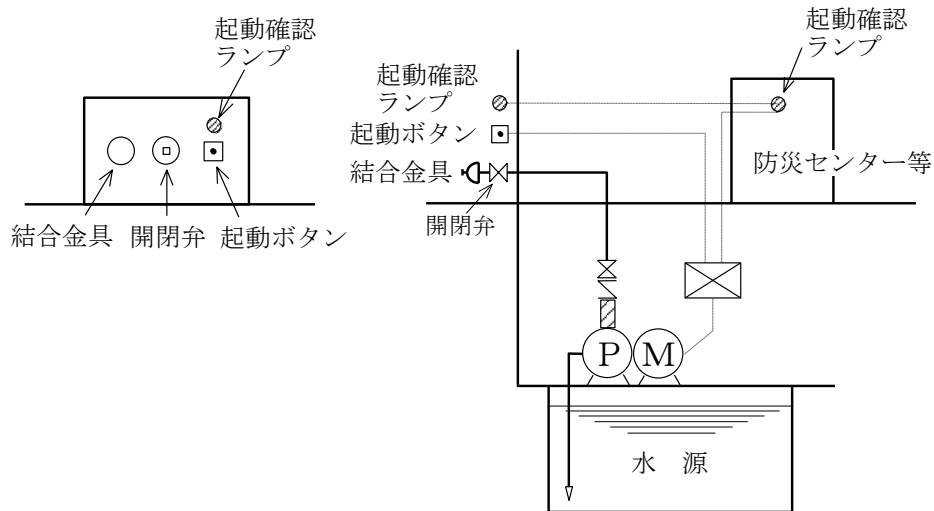


イ 採水口より下の水源

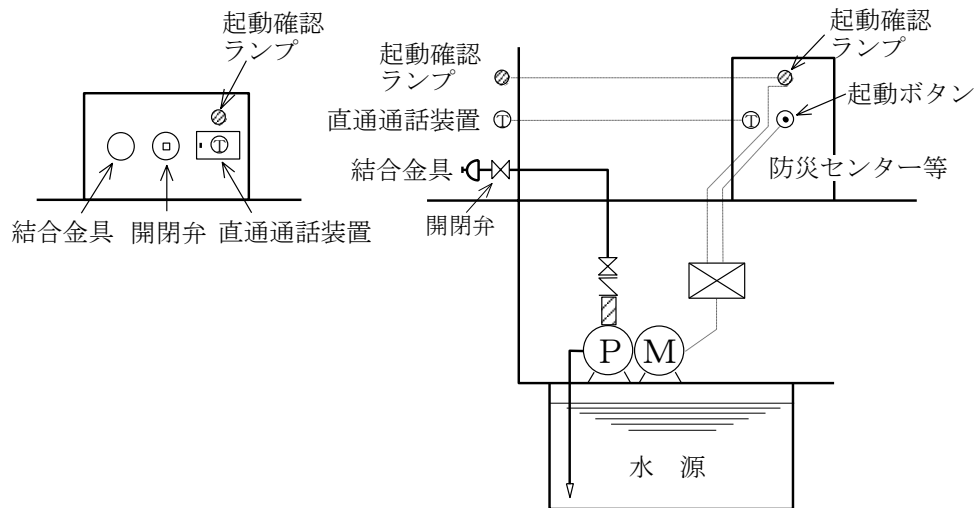


- 2 水源から採水口までの水平配管長が20 m以上のもの又は採水口までの落差が4.5 m以上のものは、次によるものとする。
 - (1) 屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準（平成11年4月1日施行）第3第1項及び第3項に準じ、専用の加圧送水装置等を設置すること。
 - (2) 加圧送水装置は、定格吐出量2000 l/min以上のもので、採水口における圧力2.5 kgf/cm²以上の能力のものとする。
 - (3) 加圧送水装置には、規則第12条第1項第4号に準ずる非常電源を附置すること。
 - (4) 採水口の結合金具は、65 A差込式の差し口とし、前項第2号、第4号及び第5号に準じたものとする。
 - (5) 加圧送水装置の起動方法は、採水口の直近及び防災センターから、遠隔操作により起動できるものとする。ただし、採水口の直近に起動装置を設置することができない場合は、採水口の直近から防災センターと相互に連絡できる装置を設けること。
 - (6) 採水口の直近及び防災センターには、加圧送水装置の起動を確認できる表示を設けること。
 - (7) 採水口の直近には、加圧送水装置の起動方法を表示すること。
 - (8) 採水口には「消防用水」の表示を設けること。
 - (9) 地上式等の水源で採水口に2.5 kgf/cm²以上の背圧がある場合は、前各号にかかわらず第1項に準じた採水口を設置することができる。この場合において、操作しやすい位置に仕切弁を設置すること。
 - (10) 加圧送水装置等の設置は、第2図に準じたものとする。

ア



イ



第2図

- 3 採水口を開閉するための弁を設けるものは、吸水管を採水口に接続した状態において弁を開閉するスピンドルの操作に支障のない構造とするものとする。
- 4 防火対象物の各部分から1の採水口までの水平距離は、100m以下とするものとする。
- 5 配管は、屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準第4第1項、第4項、第5項、第7項、第8項から第10項まで、第13項及び第14項に準ずるものとするほか、加圧送水装置等を設置する場合は、同指導基準第3第5項第4号に準ずるものとする。この場合において、吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に消防用水用である旨を表示するものとする。

(有効水量の算定)

第4 水源の有効水量の算定は、次のとおりとする。

- 1 屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準第2に準ずるものとする。

2 消防用水と開発の防火水槽の水量は、兼用できるものとする。

附 則

この基準は、平成4年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和年4月1日から施行する。